



長野労発基 0703 第 1 号

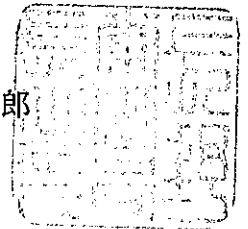
令和 7 年 7 月 3 日

長野地方最低賃金審議会

会長 山本 恭子 殿

長野労働局長

三浦 栄一郎



長野県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、
長野県最低賃金（昭和 55 年長野労働基準局最低賃金公示第 5 号）
の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実
行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財
政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会
の調査審議を求める。